

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
に休みは、
当日の翌日
がとる)

目 次

- ◇ 告 示 県自然環境保全地域の指定（自然保護課）
- 県自然環境保全地域に関する保全計画の決定（〃）
- 県自然環境保全地域の特別地区等の指定（〃）
- 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）
- 保安林の指定の解除予定（造林課）
- 開発行為に関する工事の完了（五件）（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第六百五十三号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 県自然環境保全地域の名称

気高殿県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域の区域

気高郡気高町大字殿字上布勢平五〇九、五二二、五二三、五一六、五一七、五二〇から五二三まで、五二四から五二八まで、五二八次一、五二九から五三一まで、五三三から五三六まで、五三六次一、五三七及び五五三ノ一から五五三ノ四まで（面積八・七ヘクタール。次の図のとおりとする。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十四号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり気高殿県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

気高殿県自然環境保全地域に関する保全計画

一 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、気高町大字殿地内に古くから湧出し、鳥取県の名水にも選定されている布勢の清水及び湧水池一带に自生する本県では貴重なバイカモなどの水草の群生地並びに同清水の背後にあって、優れた天然林を形成している布勢神社の社叢^{そそう}及び同神社を取りまき、一体となつて良好な自然環境を保持し、かつ、布勢の清水の水源域ともなっている森林の区域である。

本地域のうち、優れた天然林で構成される社叢^{そそう}及び湧水量の豊富な布勢の清水の区域は特に優れた自然環境であるので特別地区に指定し、適正な保全を図る。

二 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	気高殿特別地区
区 域	気高郡気高町大字殿字上布勢平五三三
面 積	〇・一ヘクタール

三 自然環境の保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	二の特別地区の区域
伐採の方法及び限	タブノキ、ムクノキ、スタジイ、ケヤキ及びヤブツバキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、

度 単木択伐（択伐率現在蓄積の十パーセント以内）を行
うことができるものとする。

四 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工 種
標 識	気高郡気高町大字殿地内	新 設

鳥取県告示第六百五十五号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり、気高殿県自然環境保全地域内に特別地区を指定し、併せて当該地区に係る同条第三項に規定する木竹の伐採（同条第十項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を次のとおり指定する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特別地区の名称

気高殿特別地区

二 特別地区の区域

気高郡気高町大字殿字上布勢平五三三（面積〇・一ヘクタール。次の

図のとおりとする。)

三 伐採の方法及び限度

タブノキ、ムクノキ、スダジイ、ケヤキ及びヤブツバキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、単木択伐（択伐率現在蓄積の十パーセント以内）を行うことができるものとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業郡家地区農業用水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月二日 鳥取県指令受都計三一第二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田隆朝

鳥取県告示第六百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月二十一日 鳥取県指令受都計三一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西三柳字空地立石場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第六百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月二十五日 鳥取県指令受米土維第二百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開五及び字新開六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原一一一

高力不動産流通株式会社

代表取締役 角 雅夫

鳥取県告示第六百六十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号・

平成元年十二月二十日 鳥取県指令受都計三一三第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字門尾

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡郡家町大字郡家四九三

郡家町土地開発公社

理事長 小林 実

鳥取県告示第六百六十二号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年八月二日 鳥取県指令受都計三一三第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字四条

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市福庭四五九一

井丸ホーム有限公司

代表取締役 井手添 栄